

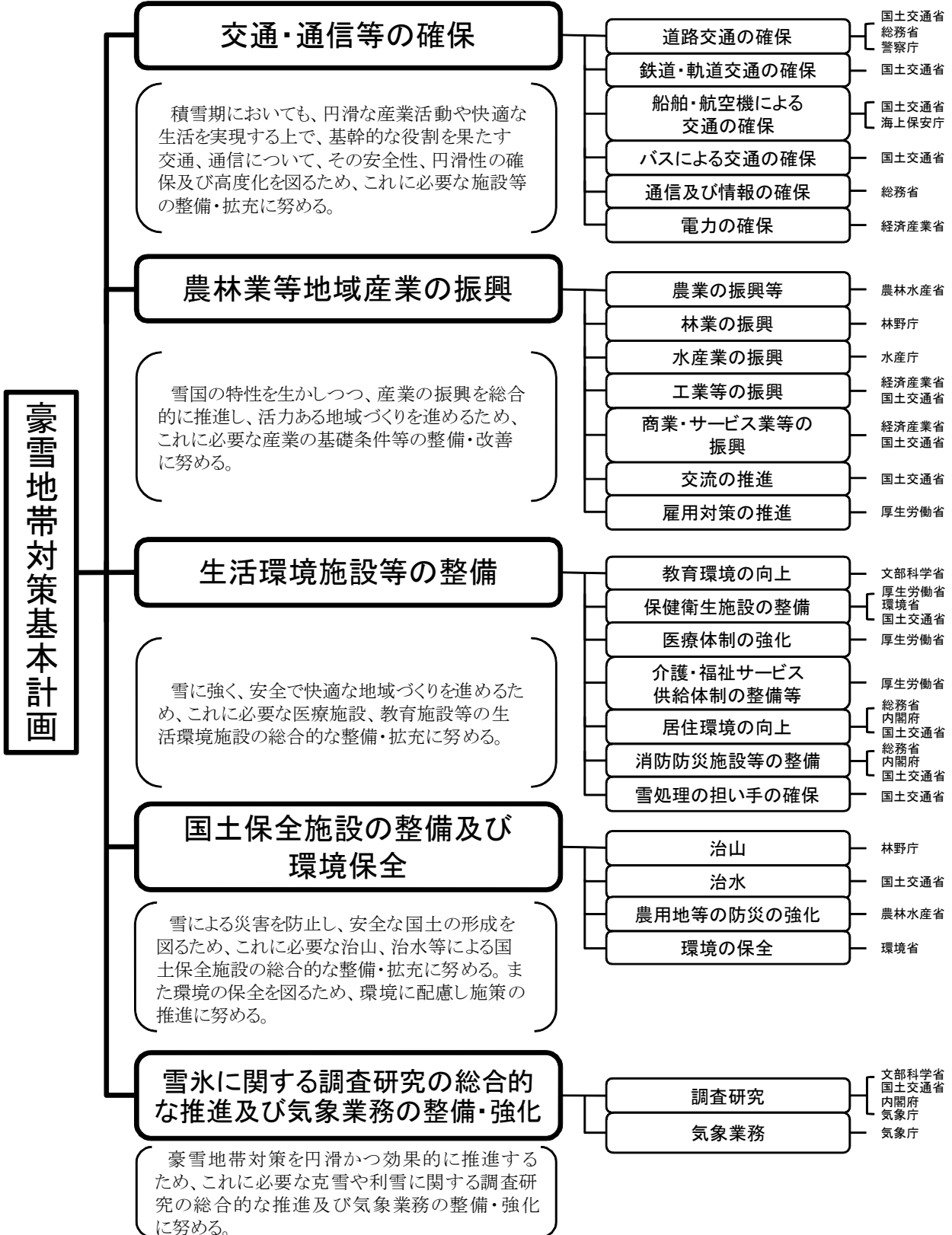
豪雪地帯に係る主要対策概要

平成24年度

国土交通省国土政策局

豪雪地帯対策基本計画に基づく事業の実施

豪雪地帯対策は、豪雪地帯対策基本計画(平成18年11月27日総務省・農林水産省・国土交通省告示第36号)に基づき、関係各省及び地方公共団体等で実施されている。



注) () 内は豪雪地帯対策基本計画の中の「基本計画の重点」の抜粋である。

I 交通・通信の確保に関する事項

I-1 道路交通の確保について

I-1-1 雪寒地域道路事業(国土交通省)

- ① 事業の目的： 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域における道路の交通確保
- ② 事業地域： 積雪寒冷特別地域
- ③ 事業主体： 国、道府県、市町村(除雪事業以外)
- ④ 事業内容： 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路の交通確保が特に必要であると認められる道路を指定し、この指定路線において行う事業について積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画を作成し、これに基づき毎年度の事業を実施する。

I-1-2 特別豪雪地帯道路整備事業(国土交通省)

- ① 事業の目的： 豪雪地帯対策基本計画に基づく特別豪雪地帯の道路整備を促進し、これらの地域の産業の振興と民政の安定向上に寄与する。
- ② 事業地域： 特別豪雪地帯
- ③ 事業主体： 道府県、市町村
- ④ 事業内容： 地方道の整備

I-1-3 無電柱化推進事業(国土交通省)

- ① 事業の目的： 安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、歴史的街並みの保全、観光振興、地域文化の復興、地域活性化等に資する個所で、電線管理者等と連携して、電線類の地中化等による無電柱化を推進。
- ② 事業主体： 国、道府県、市町村
- ③ 事業内容： 電線共同溝の整備等

I-1-4 街路事業(国土交通省)

- ① 事業の目的： 積雪期における都市交通の確保及び都市機能の維持
- ② 事業主体： 道府県、市町村
- ③ 事業内容： 街路事業の中で消雪パイプ、流雪溝等の消融雪施設を整備する。

I-1-5 豪雪地帯における市町村道等の整備(総務省)

- ① 事業の目的： 豪雪地帯の市町村における市町村道等の整備に資する。
- ② 事業主体： 市町村
- ③ 事業内容： 市町村道(橋りょうを含む。)、除雪機械、関連防雪施設等の整備

I-1-6 交通安全施設等の整備(国土交通省)

- ① 事業の目的： 豪雪地帯における安全で円滑な道路交通の確保

- ② 事業主体 : 国、道府県、市町村
- ③ 事業内容 : 降雪状況や路面状況等の道路交通情報を迅速かつ的確に提供するVICIS(道路交通情報通信システム)、ITSスポットサービス等のITS(高度道路交通システム)の整備・拡充及び降雪時においても見やすい道路標識等の交通安全施設の整備

I-1-7 交通安全施設等の整備(警察庁)

- ① 事業の目的: 安全で円滑な交通の確保
- ② 事業主体 : 都道府県
- ③ 事業内容 : 降積雪状況や道路交通状況に関する情報を道路利用者に的確かつ迅速に提供するVICIS(道路交通情報通信システム)、UTMS(新交通管理システム)等のITS(高度道路交通システム)の整備・拡充及び降積雪時においても見やすい縦型信号機、道路標識等の交通安全施設の整備

I-2 鉄道交通の確保について(国土交通省)

I-2-1 鉄道交通にかかる雪害対策

- ① 事業の目的: 冬期の鉄道輸送の確保
- ② 事業主体 : 旅客鉄道株式会社
- ③ 事業内容 : 地上設備の整備等(雪崩止擁壁、雪崩止柵等)

I-3 船舶・航空機による交通の確保について(国土交通省)

I-3-1 空港の除雪

- ① 事業の目的: 降雪期における空港の機能及び航空機の安全運航の確保
- ② 事業主体 : 国
- ③ 事業内容 : 除雪車等の整備、空港除雪事業

I-3-2 航路標識の整備

- ① 事業の目的: 船舶交通の安全確保
- ② 事業主体 : 国
- ③ 事業内容 : 航路標識の整備

I-3-3 港湾整備

- ① 事業の目的: 安定的な海上輸送の確保
- ② 事業主体 : 国、港湾管理者
- ③ 事業内容 : 防波堤の整備

I-4 バスによる交通の確保について(国土交通省)

I-4-1 バス交通の確保

- ① 事業の目的: 地域における生活の足として重要な役割を果たしている地方バスの維持の確保

を図る。

- ② 事業主体 : バス事業者等
- ③ 事業内容 : 地方バス路線の維持

I-5 通信の確保について(総務省)

I-5-1 無線システム普及支援事業

(1) 携帯電話等エリア整備事業

- ① 事業の目的: 携帯電話等の基地局施設及び伝送路の整備を通じ、携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。
- ② 事業地域 : 過疎地、辺地、離島(奄美、沖縄、小笠原を含む。)、半島、山村、豪雪地帯、特定農山村
- ③ 事業主体 : 地方自治体(市町村)←基地局施設
無線通信事業者等 ←伝送路
- ④ 事業内容 : 市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対して補助金を交付する。

(2) デジタル中継局整備事業

- ① 事業の目的: 地上デジタル放送への移行に伴い発生した「新たな難視」地区の対策として当該地区の難視聴解消のため又は置局格差を解消するためのデジタル中継局の整備を目的とする。
- ② 事業地域 : 全国
- ③ 事業主体 : 都道府県、市町村、一般社団法人又は放送事業者
- ④ 事業内容 : 都道府県、市町村、一般社団法人又は放送事業者がデジタル中継局施設(局舎、鉄塔等)を整備する場合、支援を実施。

(3) 辺地共聴施設整備事業

- ① 事業の目的: 2011年の地上テレビジョン放送のデジタル全面移行を円滑に行うため、地上デジタル放送を送受信するための環境整備を支援する。
- ② 事業地域 : 全国
- ③ 事業主体 : 市町村又は辺地共聴施設の設置者
- ④ 事業内容 : これまで山間部等においてデジタルテレビ放送を受信するために共聴施設を改修又は新設する者に対して、国がその整備費用の一部を補助。これを継続するとともに、1kmを超える伝送路整備及びケーブルテレビへの移行に対する支援を拡充。

I-5-2 情報通信利用環境整備推進事業

- ① 事業の目的: 超高速ブロードバンド基盤の整備
- ② 事業地域 : 以下の条件を全て満たす地域

- ① 過疎等の条件不利地域を含む地域
 - ② 超高速ブロードバンド未整備地域
 - ③ 整備対象地域において利用世帯数が充分に見込まれる地域
- ③ 事業主体 : ① 市町村
- ② 合併市町村又は連携主体
- ④ 事業内容 : すべての世帯でのブロードバンドサービス利用の実現を目指して、超高速ブロードバンドの利活用向上を念頭に置きつつ、その基盤となるインフラ整備を促進するため、医療・教育等の高度な公共アプリケーションの導入に資する超高速ブロードバンド基盤整備を実施する地方公共団体を支援する。

Ⅱ 農林業等地域産業の振興に関する事項

Ⅱ－1 農業の振興について(農林水産省)

Ⅱ－1－1 農業農村整備事業

- ① 事業の目的： 農業の持続的発展、農村の振興、食料の安定供給、多面的機能の発揮という食料・農業・農村基本法の4つの基本理念の実現を図り、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資するため、食料自給率向上に向けた農業生産基盤の整備を推進する。
- ② 事業主体： 国、都道府県、市町村、公団、公社、土地改良区、農協等
- ③ 事業内容： 本事業は、食料自給率の向上の観点からの地域の立地条件に即したかんがい排水施設、大区画ほ場の整備等農業生産基盤の整備・確保、並びに国土・環境保全等の公益的機能を有する土地改良施設の適切な整備・更新及び管理・保全を図る事業である。

Ⅱ－1－2 強い農業づくり交付金(農林水産省)

- ① 事業の目的： 生産から流通までの総合的な強い農業づくりを支援するため、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、食品流通の効率化・合理化等、地域における生産から流通までの対策を総合的に推進。
- ② 事業主体： 都道府県、市町村、農業者の組織する団体等
- ③ 事業内容： 「強い農業づくり」に向け、地域が抱える課題解決に向けた方向性と目標を設定し、その達成手段として産地競争力の強化や食品流通の合理化の取組に必要な施設の整備を支援。

Ⅱ－1－3 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)の施行に合わせて実施

- ① 事業の目的： 農山漁村地域において、居住者及び滞在者の増加といった観点も踏まえ、農・林・水の縦割りなく施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援する。
- ② 事業主体： 都道府県、市町村、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、農業協同組合、森林組合、農業者の組織する団体等
- ③ 事業内容： 農林漁業の振興その他就業機会の増大、定住等促進のための良好な生活環境の確保、都市等との地域間交流の促進等に必要な施設等の整備への支援。

Ⅱ－1－4 農山漁村地域整備交付金

- ① 事業の目的： 地方公共団体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択して行う総合的、一体的な整備を支援する。
- ② 事業主体： 都道府県、市町村、土地改良区、森林組合、森林整備法人、漁協等

- ③ 事業内容 : 地方公共団体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、以下の事業を総合的、一体的に実施。
- ・農業農村基盤整備事業
農用地整備、農業用排水施設整備等
 - ・森林基盤整備事業
路網整備、機能回復のための森林整備、予防治山等
 - ・水産基盤整備事業
漁港漁場整備、海岸保全施設整備等
 - ・効果促進事業
農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、上記事業と一体となって事業効果を高めるために必要な事業

Ⅱ－２ 林業の振興について(林野庁)

Ⅱ－２－１ 森林整備事業

- ① 事業の目的: 森林の有する多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展
- ② 事業主体 : 地方公共団体、森林組合、森林所有者等
- ③ 事業内容 : 造林・間伐及び保育並びに林業専用道の開設等を実施

Ⅱ－２－２ 農山漁村地域整備交付金 [Ⅱ－１ 農業の振興について Ⅱ－１－４の再掲]

- ① 事業の目的: 地方公共団体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択して行う総合的、一体的な整備を支援する。
 - ② 事業主体 : 都道府県、市町村、土地改良区、森林組合、森林整備法人、漁協等
 - ③ 事業内容 : 地方公共団体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、以下の事業を総合的、一体的に実施。
- ・農業農村基盤整備事業
農用地整備、農業用排水施設整備等
 - ・森林基盤整備事業
路網整備、機能回復のための森林整備、予防治山等
 - ・水産基盤整備事業
漁港漁場整備、海岸保全施設整備等
 - ・効果促進事業
農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、上記事業と一体となって事業効果を高めるために必要な事業

Ⅱ－３ 水産業の振興について(水産庁)

Ⅱ－３－１ 水産基盤整備事業

- ① 事業の目的

漁港・漁場・漁村といった水産基盤の整備を総合的に実施し、我が国200海里水域内水産資源の持続的利用と安全で効率的な水産物供給体制の整備、資源の回復を図るための水産資源の生息環境となる漁場等の積極的な保全・創造、水産業の振興を核とし良好な生活環境の形成を目指した漁村の総合的な振興を図る。

② 事業主体

国、都道府県、市町村等

③ 事業内容

○ 水産物供給基盤整備

外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地等の漁港施設の整備及び漁場施設の整備等

○ 水産資源環境整備

水産生物の生活史に対応した良好な生息環境づくりのための漁場施設の整備、水域の環境保全対策及び漁港施設の整備等

Ⅱ-3-2 農山漁村地域整備交付金 [Ⅱ-1 農業の振興について Ⅱ-1-4の再掲]

① 事業の目的： 地方公共団体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択して行う総合的、一体的な整備を支援する。

② 事業主体： 都道府県、市町村、土地改良区、森林組合、森林整備法人、漁協等

③ 事業内容： 地方公共団体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、以下の事業を総合的、一体的に実施。

・農業農村基盤整備事業

農用地整備、農業用排水施設整備等

・森林基盤整備事業

路網整備、機能回復のための森林整備、予防治山等

・水産基盤整備事業

漁港漁場整備、海岸保全施設整備等

・効果促進事業

農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、上記事業と一体となって事業効果を高めるために必要な事業

Ⅱ-4 工業等の振興について

Ⅱ-4-1 工業用水道事業(経済産業省)

① 事業の目的： 地域における工業開発を円滑に進め、均衡のとれた経済発展を確保しつつ、望ましい生産の地域構造を実現するための基盤整備の一環としての工業水道の建設の推進

② 事業主体： 地方公共団体

③ 事業内容： 工業開発の進行している地域の基盤整備のための工業水道及び地盤沈下対

策としての工業用水道の整備並びに水資源開発の促進

II-4-2 企業活力強化貸付制度 地域活性化・雇用促進資金(国土交通省)

特別豪雪地帯における地域産業の振興を通じ、地域経済の活性化及び雇用の促進を図るため、日本政策金融公庫において、低利融資を行っている。

II-5 豪雪地帯に係る労働対策について(厚生労働省)

II-5-1 出稼労働者対策

豪雪地帯等から多数出ている出稼労働者については、就労経路、就労条件、作業環境等に種々の問題がある。こうした情勢に鑑み、関係行政機関、特に都道府県等と密接な連携を保ちつつ、一貫して問題の発生防止と解決にあたる体制を強化し出稼労働者の雇用の安定を図るため、次の措置を講じている。

(1) 出稼労働者雇用対策の強化(職業安定機関の行う事業)

- ① 事業の目的： 職業安定機関等の公的機関を通じて就労する体制の整備を図り、就労経路の正常化、就労条件の向上を推進する。
- ② 事業主体： 国
- ③ 事業内容：ア) 送出地における対策
 - a 出稼労働者連絡調整会議の開催
 - b 出稼労働者手帳の交付
 - c 出稼労働者台帳の作成
 - d 適格紹介等の実施
 - e 地元就労等への支援
 - f 職業相談員の配置(4局に5名配置)イ) 受入地における対策
 - a 事業主との就労問題打合会の開催
 - b 出稼労働者受入協議会の開催
 - c 職業相談員の配置(4局に6名配置)
 - d 受入事業所の把握
 - e 事業所台帳の作成

(2) 建設及び出稼労働者対策推進費

- ① 事業の目的： 出稼労働者の就労条件の改善向上等受入れ体制の整備
- ② 事業主体： 国
- ③ 事業内容： 就労前における労働契約の明確化の指導、安全衛生教育の実施、賃金不払・労働災害防止のための特別指導及び建設業付属寄宿舍の住環境整備のための指導

II-5-2 通年雇用対策

豪雪地帯における季節的失業の発生を防止し、労働者の通年雇用化を図ることにより、当該地域の

雇用の安定と産業の振興に資するため、次の措置を講じているほか、公共職業訓練の実施等総合的な雇用対策を講ずる一方、公共工事の平準化や冬期施工等の問題について、関係省庁、北海道等関係行政機関との密接な連携を図るなど、季節労働者の雇用の安定に努めている。

(1) 通年雇用奨励金

- ① 事業の目的： 積雪寒冷地域において建設業や林業など季節の影響を強く受ける事業の事業者が、毎年冬期に離職を余儀なくされる季節労働者の通年雇用を促進する。
- ② 事業主体： 国
- ③ 事業内容： 積雪寒冷地域において、建設業等の事業を行う事業者に対して季節的業務に従事する労働者を通年雇用した場合の冬期間の賃金、休業手当、職業訓練に要した費用や新分野の業種に進出するための施設整備に要した費用の一部を助成、また、建設業等の事業以外を行う事業者に対して試行雇用奨励金を活用して一般業務において季節的業務に従事する労働者を常用雇用した場合の賃金の一部を助成する。

(2) 試行雇用奨励金

- ① 事業の目的： 積雪寒冷地域において、建設業等を行う事業所を離職した季節労働者に対し、季節的業務以外の一般業務への労働移動による通年雇用化の支援を行う。
- ② 事業主体： 国
- ③ 事業内容： 公共職業安定所に求職申込みをしている季節労働者(65歳未満)のうち、職業経験等から他業種への常用就職が困難である者を、公共職業安定所の紹介により試行雇用(一般業務に就く場合に限る。原則3か月間)を実施する事業者に対して、賃金の一部を助成する。

(3) 通年雇用促進支援事業等

- ① 事業の目的： 積雪寒冷地域において、建設業等を行う事業所を離職した季節労働者に対し、相談体制等の環境整備等の対策を実施し、季節労働者の雇用の安定と通年雇用化の促進を図る。
- ② 事業主体： 国
- ③ 事業内容： 地域自らの創意工夫で季節労働者の通年雇用化計画を策定した地域の関係者から構成される協議会に対して、計画に基づく季節労働者の通年雇用化を図る事業の委託を行う。また、公共職業安定所に専門の相談員を配置し、季節労働者に対して、きめ細やかな就職支援を担当制により行う。

Ⅲ 生活環境施設等の整備に関する事項

Ⅲ－１ 教育について(文部科学省)

Ⅲ－１－１ 公立文教施設整備

- ① 事業の目的： 公立学校施設の整備の促進
- ② 事業主体： 地方公共団体
- ③ 事業内容： 公立学校建物の新增築及び危険建物の改築等の施設整備に要する経費の一部を国が負担(交付)する。

Ⅲ－１－２ 公立幼稚園施設整備(公立文教施設整備に含まれる)

- ① 事業の目的： 幼稚園教育の振興
- ② 事業主体： 地方公共団体
- ③ 事業内容： 公立幼稚園の施設の整備に要する経費について国が交付金を交付する。

Ⅲ－１－３ へき地学校施設整備事業(公立文教施設整備に含まれる)

- ① 事業の目的： へき地教育の振興
- ② 事業主体： 市町村
- ③ 事業内容： へき地集会室、へき地寄宿舍、へき地教員宿舍の建築に要する経費について国が交付金を交付する。

Ⅲ－１－４ 社会体育施設整備事業(公立文教施設整備に含まれる)

- ① 事業の目的：
- ② 事業主体： 地方公共団体
- ③ 事業内容： 地域スポーツセンター、地域スイミングセンター(屋内)の建設等に要する経費について国が交付金を交付する。

Ⅲ－１－５ へき地学校設備等

(1) スクールバス・ボート等購入費

- ① 事業主体： 都道府県、市町村
- ② 事業内容： 児童・生徒の通学用バスの補助

(2) 寄宿舍居住費

- ① 事業主体： 都道府県、市町村
- ② 事業内容： 寄宿舍に居住する児童・生徒に係る食費等の補助

(3) 高度へき地修学旅行費

- ① 事業主体： 都道府県、市町村
- ② 事業内容： へき地(3級以上)学校の児童・生徒が参加する修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費の補助

(4) 遠距離通学費

- ① 事業主体 : 市町村
- ② 事業内容 : 統合学校の児童・生徒に係る遠距離(小4km、中6km以上(豪雪地帯においては小2km、中3km以上))通学費補助

Ⅲ-2 保健衛生について

Ⅲ-2-1 水道施設(厚生労働省)

(1) 水道水源開発等施設整備事業

- ① 事業の目的: 水道用水の需要の急増に伴う各地の水不足を解消し、長期安定的な水源の確保を図り、水道経営と料金の長期安定の一助とする。
- ② 事業主体 : 地方公共団体
- ③ 事業内容 : 水道水源開発施設整備事業のうち、資本単価が著しく高くなるダム等又は先行投資となるダム等の整備事業及び水道の広域化を促進させるための事業並びに浄水場の排水処理事業等

(2) 簡易水道等施設整備事業

- ① 事業の目的: 水道未普及地域の解消及び地方生活基盤の充実を図るために実施する、簡易水道等の施設整備に対し助成を行い、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的とする。
- ② 事業主体 : 地方公共団体
- ③ 事業内容 : 簡易水道等施設の整備

Ⅲ-2-2 保健衛生施設等施設整備事業(厚生労働省)

- ① 事業の目的: 地域住民の健康増進及び疾病の予防等
- ② 事業主体 : 地方公共団体等
- ③ 事業内容 : 農村検診センターの施設の整備

Ⅲ-2-3 へき地保健医療対策事業(厚生労働省)

- ① 事業の目的: 豪雪地帯を含む無医地区等の地域住民の医療の確保
- ② 事業主体 : 地方公共団体等
- ③ 事業内容及び経緯

昭和31年度から計画的なへき地保健医療計画を策定し、地域の特性に応じてへき地診療所等の設置、患者輸送車、巡回診療車の整備等、各種の施策を講じてきたところである。

現在は、平成23年度から5か年にわたる、第11次計画の策定を各都道府県が策定したところであり、引き続き広域的な医療支援を行う「へき地医療支援機構」及び「へき地医療拠点病院」を整備する等地域の実情に応じた総合的なへき地保健医療対策を推進しているところである。

Ⅲ-2-4 廃棄物処理

(1) し尿処理施設整備事業(環境省)

- ① 事業の目的: 地方公共団体等が行うし尿処理施設等の整備事業に要する経費に対する補助

等

- ② 事業主体 : 地方公共団体等
- ③ 事業内容 : し尿処理施設等の整備

(2) ゴミ処理施設整備事業(環境省)

- ① 事業の目的: 地方公共団体等が行うゴミ処理施設等の整備事業に要する経費に対する補助等
- ② 事業主体 : 地方公共団体等
- ③ 事業内容 : ゴミ処理施設等の整備

(3) 浄化槽整備事業(環境省)

- ① 事業の目的: 地方公共団体等が行う浄化槽整備事業に要する経費に対する補助
- ② 事業主体 : 地方公共団体等
- ③ 事業内容 : 浄化槽の整備

(4) 下水道の整備(国土交通省)

- ① 事業の目的: 浸水防除、生活環境の改善、トイレの水洗化、公共用水域の水質改善
- ② 事業主体 : 市町村、都道府県
- ③ 事業内容 : 下水道の整備
新世代下水道支援事業制度(リサイクル推進事業 積雪対策推進型)の一環として、積雪対策に資する事業を実施する。

Ⅲ-3 介護・福祉サービス供給体制について(厚生労働省)

Ⅲ-3-1 民間社会福祉施設の除雪事業

- ① 事業地域 : 特別豪雪地帯
- ② 事業主体 : 措置権者
- ③ 事業内容 : 特別豪雪地帯に所在する民間社会福祉施設の除雪に要する費用に対する補助

Ⅲ-3-2 社会福祉施設等施設整備事業

- ① 事業主体 : 社会福祉法人等
- ② 事業内容 : 生活保護関係施設、障害者(児)関係施設等の社会福祉施設の施設整備、改築整備等

Ⅲ-3-3 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業

- ① 事業主体 : 中核市、市町村
- ② 事業内容 : 国民が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、各地方公共団体が地域の実情にあわせて裁量や自主性を生かしながら介護サービス基盤等を整備することを支援する交付金

Ⅲ-3-4 次世代育成支援対策施設整備交付金

- ① 事業主体 : 都道府県、指定都市、中核市、市町村
- ② 事業内容 : 次世代育成支援対策推進法第8条による市町村行動計画及び法第9条による都道府県行動計画に基づく整備計画に規定される児童福祉施設等の整備を支援する交付金

Ⅲ-3-5 介護保険事業費補助金

- ① 事業主体 : 都道府県、市町村
- ② 事業内容 : 離島等地域の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、離島等におけるホームヘルパー養成など、人材の確保対策に重点を置き、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する。

Ⅲ-4 住宅その他について

Ⅲ-4-1 社会資本整備総合交付金による克雪住宅整備の推進(国土交通省)

- ① 事業の目的: 社会資本整備総合交付金において、雪に強い住まいづくり等を支援する。
- ② 事業主体 : 地方公共団体
- ③ 事業内容 : 克雪住宅の整備推進や普及促進など、雪に強い住まいづくりに向けた取り組みを地方公共団体が地域の住宅政策の一環として実施する場合について、社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業)で支援する。

Ⅲ-4-2 雪に強い公園づくり(国土交通省)

- ① 事業の目的: 豪雪地帯の居住環境の改善を図ることを目的として、冬期における住民のレクリエーション需要に対処する。
- ② 事業主体 : 国、道府県、市町村
- ③ 事業内容 : スキー、クロスカントリー等の屋外レクリエーション及びバレーボール、水泳等の屋内レクリエーションの場として利用できる都市公園等の整備

Ⅲ-4-3 快適な冬の生活環境づくり(ふゆトピア)事業(国土交通省)

- ① 事業の目的: 冬期間における生活環境の一層の改善を図り、もって冬の生活の充実、企業立地の促進等に資する。
- ② 事業内容 : ア) 都市内総合雪対策モデル事業
イ) 北国のまちづくり事業
ウ) 冬の生活に配慮した河川の整備
エ) 冬の生活に配慮した公営住宅の建設及び既設公営住宅の改善
オ) 冬期利用に配慮した公園の整備
カ) 安全確実なふゆ道づくり事業
キ) 魅力ある寒冷地港湾創造事業
ク) 冬でもぬくもりのある漁港漁村づくり
ケ) ふゆトピア事業を支援する調査・研究の推進

コ) 民間事業者による、冬の各種障害を克服・活用した産業施設等の整備促進

Ⅲ-4-4 新世代下水道支援事業制度〔Ⅲ-2-4 廃棄物処理 (4) 下水道の整備の再掲〕

(国土交通省)

- ① 事業の目的： 浸水防除、生活環境の改善、トイレの水洗化、公共用水域の水質改善
- ② 事業主体： 市町村、都道府県
- ③ 事業内容： 下水道の整備

新世代下水道支援事業制度(リサイクル推進事業 積雪対策推進型)の一環として、積雪対策に資する事業を実施する。

Ⅲ-4-5 高床式住宅に対する優遇措置

(1) 特別豪雪地帯において建築される一定の高床式住宅についての各種住宅税制の適用に係る床面積の算定方法について(財務省)

対象住宅が特別豪雪地帯等において建築される一定の高床式住宅に該当する場合における下記の各種住宅税制の適用については、その床面積要件の判定につき、当該高床式住宅の床下部分の面積を算入しないことができるとする措置が講じられている。

(2) 特別豪雪地帯等において建築される一定の高床式住宅についての建築基準法上の床面積の算定方法について(国土交通省)

特別豪雪地帯等において建築される一定の高床式住宅についての建築基準法上の床面積の算定にあたっては、当該高床の床下部分の面積を除くことができるものとしている。

(3) 積雪対策のために建築された高床式住宅に対する不動産取得税及び固定資産税の取扱いについて(総務省)

特別豪雪地帯等において建築された一定の高床式住宅について、不動産取得税における新築住宅若しくは既存住宅に係る課税標準の特例措置若しくはこれらの住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置又は固定資産税における新築住宅に係る税額の減額措置を適用する場合の床面積要件の判定に当たっては、床下部分の床面積のうち9割に相当する床面積を算入しないこととする旨の通達を地方公共団体に発出していたが、地方分権推進計画を踏まえ、この通達を廃止したところである。

ただし、今後もこの通達における取扱いを考慮することが適当であることから、この趣旨を踏まえ、適切に対応するよう地方公共団体に技術的助言を行っている。

Ⅲ-4-6 固定資産の評価における積雪寒冷補正(総務省)

(根拠法令:地方税法(昭和25年7月31日法律第226号))

(1) 木造家屋の積雪寒冷補正

木造家屋の損耗が積雪又は寒冷によって増大する地域に属する市町村に所在する木造家屋の評価をする場合、その経年減点補正率は、木造家屋経年減点補正率基準表の経年減点補正率に積雪地域又は寒冷地域の級地の区分に応じ、次表に掲げる率を1から控除して得られる補正率を乗じたものによるものとしている。

(2) 非木造家屋の積雪寒冷補正

木造家屋の評価に当たっては積雪又は寒冷による木造家屋の損耗減価を考慮して積雪又は寒冷の程度に応じ減価を行っているが、これらの地域に所在する非木造家屋についても特に積雪又は寒冷による損耗の影響が予想される構造のものについては、木造家屋との均衡を考慮して、当該非木造家屋に係る減価補正が規定されている。

Ⅲ-4-7 公営住宅整備事業における雪害対策(国土交通省)

多雪寒冷地区(特別豪雪地帯を含む)において、建設工事費の増大に対応して主体附帯工事費の嵩上げを行うとともに、雪害防除のために、高床構造、雪囲い、風除室、階段室建具、置屋根、非常用照明等の工事(雪害防除工事)を行う場合において、主体附帯工事費に対する加算を行っている。

Ⅲ-4-8 豪雪地帯における公営住宅の譲渡に係る制限の緩和(国土交通省)

公営住宅の譲渡は、耐用年限の4分の1を経過した公営住宅を引き続き管理することが災害その他の事由により不相当となり、かつ、その敷地を公営住宅の敷地として保有する必要がある場合において、当該住宅の維持保全上で適当であると認められることが要件となっているが、豪雪地帯の全部又は一部を含む市町村の区域においては、入居者の地域での定住を図るため、この要件を緩和し、耐用年限の4分の1を経過すれば、譲渡が可能となっている。

Ⅲ-4-9 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金(資源エネルギー庁)

- ① 事業の目的： 再生可能エネルギー熱利用設備の導入加速化
- ② 事業主体： 地方公共団体、民間事業者等
- ③ 事業内容： 地方公共団体、民間事業者等による再生可能エネルギー熱利用(雪氷熱等)設備の導入に対し、事業費の一部を補助する。

IV 国土保全施設の整備及び環境保全に関する事項

IV-1 治山事業の推進について(林野庁)

IV-1-1 治山事業

- ① 事業の目的： なだれによる被害の防止、山腹の崩壊地や荒廃のきざしのある溪流等の復旧整備による災害の未然防止及び地すべりによる被害の防止・軽減
- ② 事業主体： 国、道府県
- ③ 事業内容： なだれ防止林造成・・・階段工、柵工、植栽工等
山 地 治 山・・・溪間工、山腹工、植栽工等
地 す べ り 防 止・・・地下水排除工、杭打工、排土工等

IV-2 治水事業等の推進について(国土交通省)

IV-2-1 治水事業

- ① 事業の目的： 台風、融雪等による出水災害の防止、洪水調節、水資源の開発等また、土石流、地すべり等の土砂災害の防止、急傾斜地の崩壊による災害の防止
- ② 事業主体： 国、道府県
- ③ 事業内容： 河川・・・堤防、護岸等の河川施設の整備
ダム・・・多目的ダム等の施設の整備
砂防・・・砂防堰堤、溪流保全工等の砂防設備や地すべり防止施設の施工
急傾斜等・・・急傾斜地崩壊防止施設等の整備
総合流域防災・・・水害土砂災害対策の施設整備や、災害関連情報の提供等のソフト対策

IV-2-2 消流雪用水導入事業

- ① 事業の目的： 水量の豊富な河川から市街地を流れる中小河川等に、消流雪用水を導入する。
- ② 事業主体： 国
- ③ 事業内容： 水路等の整備

IV-2-3 雪対策ダム事業

- ① 事業の目的： 安定した消流雪用水を確保し、積雪地域の生活環境の改善を図る。
- ② 事業主体： 県
- ③ 事業内容： 雪対策ダムによる消流雪用水の開発

IV-2-4 雪対策砂防モデル事業

- ① 事業地域： 豪雪地帯
- ② 事業主体： 国、道府県
- ③ 事業内容： 除排雪低水路、流雪用水路確保に寄与する砂防堰堤の設置及び土石流かつ雪崩の発生危険箇所を流域にもつ砂防堰堤の設置

IV-2-5 急傾斜地崩壊対策等事業

- ① 事業の目的： 急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護する。
- ② 事業主体： 都道府県
- ④ 事業内容： 急傾斜地崩壊防止施設等の整備

IV-2-6 地域自主戦略交付金による雪崩対策事業

- ① 事業の目的： 雪崩による災害から集落を守る。
- ② 事業地域： 豪雪地帯
- ③ 事業主体： 道府県
- ④ 事業内容： 雪崩防止施設の整備

IV-3 農用地等の防災の強化について(農林水産省)

IV-3-1 農業農村整備事業(防災保全)

- ① 事業の目的： 我が国の自然及び社会経済的環境の変化に対処して、農用地・農業用施設の自然災害の発生を未然に防止し、農業用水の汚濁または農地の土壌汚染を防止し、もしくは地盤沈下等により低下した農用地・農業用施設の機能回復を図ること等により、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土及び環境の保全に資することを目的に実施する。
- ② 事業主体： 国、都道府県、市町村等
- ③ 事業内容： 農用地や農業用施設の自然災害を未然に防止するためのため池や農業用排水施設の整備及び地すべり区域や急傾斜地帯、特殊土壌地帯など土砂災害、風水害災害を受けやすい地域において、台風や融雪による自然災害から農用地及び農業用施設の被害を防止するための地すべり防止施設や農業用排水施設の整備を行う。

V 雪に関する調査研究の総合的な推進 及び気象業務の整備・強化に関する事項

V-1 雪に関する調査研究について

V-1-1 独立行政法人防災科学技術研究所における雪害対策研究等(文部科学省)

(1) 防災科学技術資料収集整理

- ① 事業の目的： 防災科学技術資料の収集整理
- ② 事業主体： 国
- ③ 事業内容： 過去のなだれ災害調査及び毎年発生するなだれ災害調査を行い、なだれ災害防止研究の基礎資料を収集整理するとともに、関係機関に提供する。

(2) 雪氷防災研究センターにおける運営費

(3) 雪氷防災研究センター新庄支所における運営費

(4) 雪氷防災実験棟の整備

- ① 事業の目的： 雪氷圏における様々な環境を実験室レベルで再現できる雪氷防災実験棟は、雪氷災害発生メカニズムの解明に活用が期待されており、その機能を有効に活用し、研究成果の加速を図る。
- ② 事業主体： 国
- ③ 事業内容： 雪氷防災実験棟の円滑な運営を行うとともに、雪氷防災研究分野等で共通基盤的に用いられる各種試験、分析、解析機器・システム等設備を整備する。

(5) 観測・予測研究領域(高度降積雪情報に基づく雪氷災害軽減研究)

- ① 事業の目的： 雪氷災害による被害の軽減に資する研究開発
- ② 事業主体： 国
- ③ 事業内容： 雪氷災害による被害の予防、軽減を図るために、集中豪雪の現況把握手法を開発するとともに、雪崩、吹雪、着雪などの多様な気象条件で発生する雪氷災害を対象とし、迅速かつ的確な災害対応を可能とするリアルタイム雪氷災害予測手法を開発する。なお、平成23年度は高度降積雪情報に基づく雪冷災害軽減研究として実施。

V-1-2 雪崩対策事業調査(国土交通省)

- ① 事業の目的： 雪崩対策の構造物に関して、設計合理化技術やコスト縮減の検討・開発
- ② 事業主体： 国
- ③ 事業内容： 温暖化による積雪変化と雪崩リスク分析手法に関する研究、雪崩防止工事に最新の知見・コスト縮減を反映させるための研究

V-1-3 独立行政法人土木研究所における研究開発(国土交通省)

(1) 雪崩及び融雪期地すべりに関する研究

- ① 事業の目的： 雪崩災害並びに積雪地域の斜面災害防止及び被害軽減に資する研究開発
- ② 事業主体： 独立行政法人土木研究所
- ③ 事業内容： 雪崩対策工の合理的設計手法に関する研究、流動化する地すべりの発生箇所・到達範囲の予測に関する研究、冬期の降雨等にもなう雪崩災害の危険度評価に関する研究等を実施する。

(2) 冬期交通対策に関する研究

- ① 事業の目的： 積雪寒冷地における冬期道路交通機能の確保に資する。
- ② 事業主体： 独立行政法人土木研究所
- ③ 事業内容： 冬期道路交通の安全性・快適性の向上に資する試験研究を行う。

(3) 道路雪氷災害の実態に関する研究

- ① 事業の目的： 積雪寒冷地における交通網等の防災水準と地域の安全性の向上を図る。
- ② 事業主体： 独立行政法人土木研究所
- ③ 事業内容： 雪氷災害の発生条件、機構等の研究及び適切な防止方法の検討を行う。

V-1-4 積雪寒冷地域における通年施工化技術に関する研究(国土交通省)

- ① 事業の目的： 積雪寒冷地域における通年施工化の方法の確立
- ② 事業主体： 国及び地方自治体
- ③ 事業内容： 積雪寒冷地域の冬期における厳しい自然条件を克服して建設工事を施工できる技術の研究、開発及び冬期工事のための諸体制の整備等に関する調査・研究及び普及の推進

V-1-5 気象研究所における研究(気象庁)

- ① 事業主体： 気象研究所等
- ② 事業内容： 雪に関する研究

V-1-6 風水害・土砂災害・雪害対策の推進(内閣府)

- ① 事業の目的： 風水害、土砂災害、雪害の被害軽減のための防災力向上策の検討を行う。
- ② 事業主体： 国
- ③ 事業内容： 風水害・土砂災害・雪害対策の推進

V-2 気象業務について(気象庁)

V-2-1 静止気象衛星業務の推進

- ① 事業の目的： 静止気象衛星は東経140度付近の赤道上空約35,800kmに静止し、地球の約1／4の範囲にわたって、雲の分布・高さ、雲の動きによる上層及び下層の風の状況、海面の温度等を観測する。これらの観測データは降雪予報の精度向上や集中豪雪等の監視及び予警報等の発表に資する。
- ② 事業主体： 国
- ③ 事業内容： 次期衛星「ひまわり8・9号」の整備を平成21年度より着手した。

V-2-2 地上気象観測

- ① 事業の目的： 全国の気象官署等で気温・気圧・風・積雪等の観測を行う地上気象観測装置を更新し、気象災害(大雪害等)の軽減の推進や気候変動の監視に不可欠な基盤的観測網を維持・強化する。
- ② 事業主体： 国
- ③ 事業内容： 地上気象観測装置の更新

VI その他

VI-1 災害時の措置について(財務省、総務省)

VI-1-1 豪雪に係る雑損控除制度

(1) 所得税及び個人住民税の雑損控除制度

雑損控除制度について、税制改正(所得税については昭和56年度、個人住民税については昭和57年度)で豪雪の場合の屋根の雪下ろし費用及び家屋の外周の雪の取除き費用などの災害に直接関連して支出された金額については、その金額が年間所得金額の1/10相当額又は50,000円のいずれか低い金額を超える場合のその超える部分の金額が所得控除できるようにし、実情に即するよう配慮している。

VI-2 地方財政措置について(総務省)

VI-2-1 地方交付税について

普通交付税の算定に当たって、積雪の差による地域区分に応じ、道路、建物等の除雪関係経費等の増加経費を割増算入することとしている。

なお、積雪の差による地域区分については、平成24年度において、近年の気象データ等に基づき見直しを行った。

VI-3 自動車税の税率の特例について(総務省)

VI-3-1 自動車税について

積雪により、通常、一定の期間において自動車を運行の用に供することができないと認められる地域に主たる定置場を有する自動車に対して課する自動車税の標準税率は、一年中走行しうるものとして算定されている標準税率をそのまま適用することは公平を欠くことから、これに一定の割合を乗じて軽減した税率をもって当該地域における標準税率とするものとされている(地方税法第147条第3項、地方税法施行令第45条)。

ただし、その割合は10分の7を下ることができないこととされている。